日銀業第187号2023年5月23日

オンライン取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(当座勘定取引)」の 一部改正に関する件

今般、規程の整備を図る観点から標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2023年5月26日から実施することとしましたので、通知します(事務を変更するものではございません。)。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(当座勘定取引)」中一部改正

- 第1編IV.5. (3)を横線のとおり改める。
- (3) 振込の委任の解除および振込金相当の金額の返還等

振込事務取扱先は、(2) に定める照会によってもなお振込を処理し難い場合には、振込の委任を解除することができます。

振込事務取扱先は、振込の委任を解除した場合には、遅滞なく、1.(2)<u>「海外預り金勘定にかかる引落入金等に関する事務取扱細則」3.(6)</u>に定めるところにより、外国中央銀行等に振込金を返還してください。